

令和4年12月定例会

河合町議会会議録

令和4年12月2日 開会

河合町議会

令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

| | |
|-----------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| 第 1 号（12月2日） | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 4 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○出席説明員 | 4 |
| ○欠席説明員 | 4 |
| ○議会事務局出席者 | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○開議の宣告 | 5 |
| ○町長のあいさつ | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○付議事件の一括提案理由の説明 | 7 |
| ○議案第44号から議案第58号の委員会付託 | 12 |
| ○散会の宣告 | 13 |
| ○署名議員 | 14 |

河合町告示第47号

令和4年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4年11月25日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和 4年12月 2日

2 場 所 河合町議会議場

令和4年12月2日（金曜日）

（第1号）

令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和4年12月2日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第44号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第45号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第46号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第47号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第48号 令和4年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第49号 河合町まちづくり自治基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第50号 河合町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 河合町印鑑条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改
正について
- 日程第16 議案第57号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第58号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 町 長 | 清 原 和 人 | 副 町 長 | 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長 | 清 原 正 泰 | 参 事 | 横 山 泰 典 |
| 企 画 部 長 | 森 嶋 雅 也 | 総 務 部 長 | 上 村 卓 也 |
| 福 祉 部 長 | 浮 島 龍 幸 | 環 境 部 長 | 石 田 英 毅 |
| まちづくり推進部長 | 福 辻 照 弘 | 教育委員会参事 | 山 本 剛 |
| 総 務 部 次 長 | 小 野 雄 一 郎 | 財 政 課 長 | 新 井 俊 洋 |

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 局 長 心 得 | 高 根 亜 紀 | 主 事 | 平 井 貴 之 |
|---------|---------|-----|---------|

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。本日、告示第47号をもって令和4年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第4回定例会は成立しましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） あらためまして、おはようございます。

本日は令和4年第4回12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

開会にあたりまずは、新型コロナウイルス感染症の現状についてお伝えします。全国の新規感染者数は、夏の感染第7のピーク時の4割程度に達しており、県内でも連日3桁1,000名以上の感染者が報告されております。また、今後インフルエンザとの同時流行も懸念されております。このような中本庁では感染拡大防止の鍵と言われております、オミクロン型対応ワクチン接種の促進に務めております。私達一人一人がマスクの着用は勿論、また寒い季節ではございますが、換気に努めるなど感染対策に改めて留意することが重要であると考えております。特に重症化リスクの高い高齢者の皆さんに感染が拡大しないよう引続き対策を講じて参ります。命を守る取組みにご協力頂きますようお願い致します。さて、今定例会では、議案第44号から第58号の15議案を提出させて頂いております。なお、今回の議案の中に

は町民、町議会、行政がそれぞれの役割を担いながら協力、連携してまちづくりを進めていくにあたっての最も基本となりますルールで、河合町の最高規範として位置づけられる河合町まちづくり自治基本条例を提出させていただいております。後程、副町長から議案説明を致します。皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして私からの招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、8番、杵本光清議員、9番、大西孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2 会期の決定を議題と致します。

11月25日と本日、議会運営委員会を開会していただいております、馬場千恵子議会運営委員長より会期等について報告願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員、座ったままで結構です。

○10番（馬場千恵子） このまま報告させていただきます。さる11月25日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程等を決定いたしましたので、その結果を報告したいと思います。

会期は、本日12月2日より12月14日までの13日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日2日が本会議。

一般質問は6日火曜日、7日水曜日の午前10時からです。

経済建設常任委員会を8日木曜日、午前10時から。

厚生常任委員会は8日木曜日、午前11時から。

総務常任委員会は8日木曜日、午後1時30分から。

また常任委員会予備日は、9日金曜日、午前10時からといたします。

本会議最終日は14日水曜日、午前10時です。

なお、コロナ対策として壇上での発言後、各自消毒液にて机等の消毒し、飛沫感染防止のため理事者の答弁及び議会議員の質疑討論等につきましては着座のまま対応していただきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日2日より14日までの13日間と決定致します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは理事者の方より、議案第44号より第58号までの15議案について、提案理由の説明を登壇の上お願いします。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めましておはようございます。失礼してマスクを外させていただきます。それでは令和4年12月定例会に上程致しました、議案第44号から第58号までの15議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第44号 令和4年度河合町一般会計補正予算につきましては、第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億8,881万5,000円を追加いたしまして、予算総額を80億505万7,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き下さい。

1事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額を合計6億1,931万2,000円とするものでございます。

それでは、内容について歳出から順にご説明いたします。10・11ページをお願い致します。今回の補正のうち、議員期末手当、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定による増額、知事・県議会議員選挙に伴う職員の時間外勤務手当による増額など、人件費全体で484万円の増額となっております。

次に、人件費以外の項目について、ご説明を致します。14・15ページの上段をお願い致します。款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、歳入歳出の財源調整といたしまして、財政調整基金積立金を、3,478万6,000円減額するものでございます。

続きまして18・19ページお願いを致します。同じく項4選挙費、目10知事・県議会議員選挙費では、令和5年4月9日に予定されております、知事及び県議会議員選挙の投開票に伴いまして、先程の職員の時間外勤務手当やポスター掲示場作製・設置費、期日前投票執行経費等として、490万円を増額するものでございます。なお、この経費につきましては、県の補助率が100%となっております。

続きまして、22・23ページの上段をお願い致します。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、介護保険特別会計における要介護認定調査件数の増加に伴いまして、介護特会繰出金（認定事務費分）を、150万円増額するものでございます。

同じく、目5老人福祉費及び目11障害福祉費では、令和3年度県補助金の精算に伴います返還金として、福祉医療事務費で4万6,000円。身障医療給付費で2万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

同じく目18、後期高齢者医療費では、令和3年度医療給付費の精算に伴います負担金として、252万4,000円を増額するものでございます。

24・25ページの上段をお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、令和3年度県補助金の精算に伴います返還金として、子ども医療給付費を15万円増額するものでございます。そして、同目の福祉医療事務費では、こども医療費助成対象年齢拡大に伴います、受給資格証の印刷費といたしまして、22万2,000円を増額するものでございます。

28・29ページの下段をお願い致します。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、指定ごみ袋の原材料単価高騰に伴い、指定ゴミ袋作成委託業務を645万円増額。

同じく目2塵芥処理費では、清掃工場におきます仮称ストックヤード整備等検討業務として、198万円を増額するものでございます。

30・31ページの下段をお願い致します。款6農林商工費、項1農業費、目5農地費では、

佐味田ため池群整備に伴う実施計画策定業務の額確定に伴いまして、165万円を増額するものでございます。なお、この事業につきましては国の補助率が100%となっております。

32・33ページの中段をお願い致します。款7土木費、項3河川費、目1河川総務費では、緊急内水対策事業に伴います、測量試験費及び土地購入費として、4億円を増額するものでございます。なおこの事業につきましては国の補助率が50%となっております。

34・35ページの中段をお願い致します。同じく項4都市計画費、目3公共下水道費では、人事院勧告に準拠した給与改定に伴い下水道事業特別会計に7万3,000円を繰出すものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。8・9ページにお戻りをお願い致します。款15国庫支出金では、佐味田溜池郡整備事業や緊急内水対策事業の財源の増額及び、新たに学校感染症対策事業において交付決定されたことによりまして、合計2億367万5,000円を増額するものでございます。款16県支出金では、知事及び県議会議員選挙費の財源といたしまして、490万円を増額するものでございます。款21諸収入では、重度心障老人医療費及び、ひとり親家庭等医療費に係る令和3年度の精算に伴いまして合計、24万円を増額するものでございます。款22町債では、緊急内水対策事業費の財源といたしまして、1億8,000万円を増額するものでございます。以上、歳入歳出3億8,881万5,000円の増額補正となっております。

次に、議案第45号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7万3,000円を追加いたしまして、予算総額を6億2,507万3,000円とするものでございます。なお、今回の補正は議案第44号と同様の人事院勧告に準拠した給与改定によるものでございまして、8・9ページの歳出では職員手当等を、6・7ページの歳入では一般会計繰入金をそれぞれ計上しております。以上、歳入歳出7万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第46号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ150万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を19億8,718万9,000円とするものでございます。なお今回の補正は、要介護認定調査件数の増加に伴いますもので、8・9ページで歳出、6・7ページの歳入では一般会計からの事務費繰入金をそれぞれ計上させていただきます。以上、歳入歳出150万円の増額補正となっております。

続きまして、議案第47号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ17万3,000円を追加いたしまして、予算総額を4億7,160万6,000円とするものでございます。なお、今回の補正は、既に被保険者が納付済の令和3年度以前分の保険料につきまして、所得更正等により還付が発生した事によるものでございます。8・9ページの歳出では償還金を、6・7ページの歳入では、広域連合からの保険料還付金をそれぞれ計上致しております。以上、歳入歳出17万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第48号 令和4年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。今回の補正につきましては、先程来ご説明申し上げております議案第44号と同様、人事院勧告に準拠した給与改定による予算の組み替えにより、人件費を16万1,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第49号 河合町まちづくり自治基本条例の制定についてでございます。河合町の自治の基本理念やまちづくりの基本原則などを明らかにし、まちづくりに関する基本的な事項を定めることによりまして、町民の皆様方を主体とした持続可能な地域社会の実現を目的といたしまして制定するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第50号 河合町個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体にも同法が一律に適用されることになりました。そのことに伴いまして「河合町個人情報保護条例」を廃止いたしまして、法で委任された事項及び条例で定めることができるとされた事項を規定いたします「河合町個人情報保護法施行条例」を新たに制定するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第51号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。議案第50号と同様に、「個人情報の保護に関する法律」が改正されましたことに伴い、地方公共団体にも同法が一律に適用されることになったことになりました。個人情報保護制度などに関する諮問に応じるための機関として「河合町情報公開及び個人情報保護審査会」を設置するため「河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例」を新たに制定するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日に施行するものでございます。

議案第52号 河合町印鑑条例の一部改正についてでございます。住民の皆様方の生活の

利便性向上を目的といたしまして、全国のコンビニエンスストア等に設置されています、多機能端末機においてマイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書の交付を開始することに伴いまして、当該交付に関する規定を定めるために条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年3月23日から施行するものでございます。

議案第53号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございます。令和3年6月11日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、国家公務員の定年と同様に地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的引上げられることになったことを踏まえ、定年に関する規定を改正するとともに、管理監督職勤務上限年齢等、一般的に役職定年制の導入。定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の新設といった措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、一部の規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。議案第53号と同様に、定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げられることになったことを踏まえ、「河合町職員の分限に関する条例」等の11の条例に所要の整備を行うために制定するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし一部の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部についてでございます。さる、8月8日にありました人事院勧告に基づきまして、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が可決されたことを受け、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものです。改正の内容と致しましては、初任給及び若年層等の給料月額を上げるとともに、本年12月に支給する勤勉手当の支給月数を再任用職員以外の職員で0.950月から1.050月に、再任用職員で0.450月から0.500月に改正をいたしまして、令和5年4月1日以降に支給する勤勉手当の支給月数を再任用職員以外の職員で1.000月に、再任用職員で0.475月に改正するものでございます。なおこの条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第56号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一

部改正についてでございます。さる、8月8日にありました人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の国家公務員の給与も改定することが10月7日に閣議決定されました。「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が可決されたことを受けまして、条例の一部を改正するものでございます。なお、改正の内容としましては、町長、副町長及び教育長の本年12月に支給する期末手当の支給月数を「1.625月」から「1.675月」に、令和5年4月1日以降に支給する期末手当の支給月数を「1.650月」に改正するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第57号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましてもさる8月8日にあった人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の国家公務員の給与も改定することが10月7日に閣議決定され、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が可決されたことを受け、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容と致しましては、議案第56号と同様に河合町議会議員の本年12月に支給する期末手当の支給月数を「1.625月」から「1.675月」に、令和5年4月1日以降に支給する期末手当の支給月数を「1.650月」に改正するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

最後に議案第58号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。子育てに係る経済的な負担の軽減を行うことで、子育てをしやすい環境の充実に図るために、現在15歳到達年度末までとなっている子ども医療費助成の対象者を、18歳到達年度まで引き上げるものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、本議会に上程致しました15議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎議案第44号から議案第58号の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第3、議案第44号、日程第4、議案第45号、日程第5、議案第46号、

日程第6、議案第47号、日程第7、議案第48号、日程第8、議案第49号、日程第9、議案第50号、日程第10、議案第51号、日程第11、議案第52号、日程第12、議案第53号、日程第13、議案第54号、日程第14、議案第55号、日程第15、議案第56号、日程第16、議案第57号、日程第17、議案第58号、の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」という者あり)

○議長(谷本昌弘) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 議長一任とさせていただきます、報告いたします。

議案第44号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、9議案を総務常任委員会に付託いたします。

続きまして議案第46号、議案第47号、議案第52号、議案第58号、4議案を厚生常任委員会に付託いたします。

議案第45号、議案第48号、2議案を経済建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(谷本昌弘) 以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 杵 本 光 清

署 名 議 員 大 西 孝 幸